

# 川崎港港湾計画書

－ 軽易な変更 －

平成 28 年 11 月

川崎港港湾管理者

川 崎 市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成26年 9月 川崎港港湾審議会

- ・平成26年11月 交通政策審議会第58回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成27年10月川崎港港湾審議会

の議を経た川崎港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

## 目 次

変更理由	1
港湾の環境の整備及び保全	2
1 港湾環境整備施設計画	2
土地造成及び土地利用計画	3
1 土地利用計画	3

## 変更理由

- 1 市民等が海に親しむための魅力ある親水空間の創出を図るため、小島町地区において、港湾環境整備施設計画を追加し、土地利用計画を変更する。
- 2 立地企業の要請に対処するため、千鳥町地区において、港湾環境整備施設の既定計画を削除するとともに、土地利用計画を変更する。

## 港湾の環境の整備及び保全

### 1 港湾環境整備施設計画

#### 1-1 小島町地区

市民等が海に親しむための魅力ある親水空間の創出を図るため、緑地を次のとおり計画する。

緑地 1 h a [新規計画]

#### 1-2 千鳥町地区

立地企業の要請に対処するため、緑地の既定計画を次のとおり変更する。

緑地 1 h a [既定計画の変更計画]

( 既定計画  
緑地 2 h a )

## 土地造成及び土地利用計画

### 1 土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地利用計画を次のとおり変更する。

単位：h a

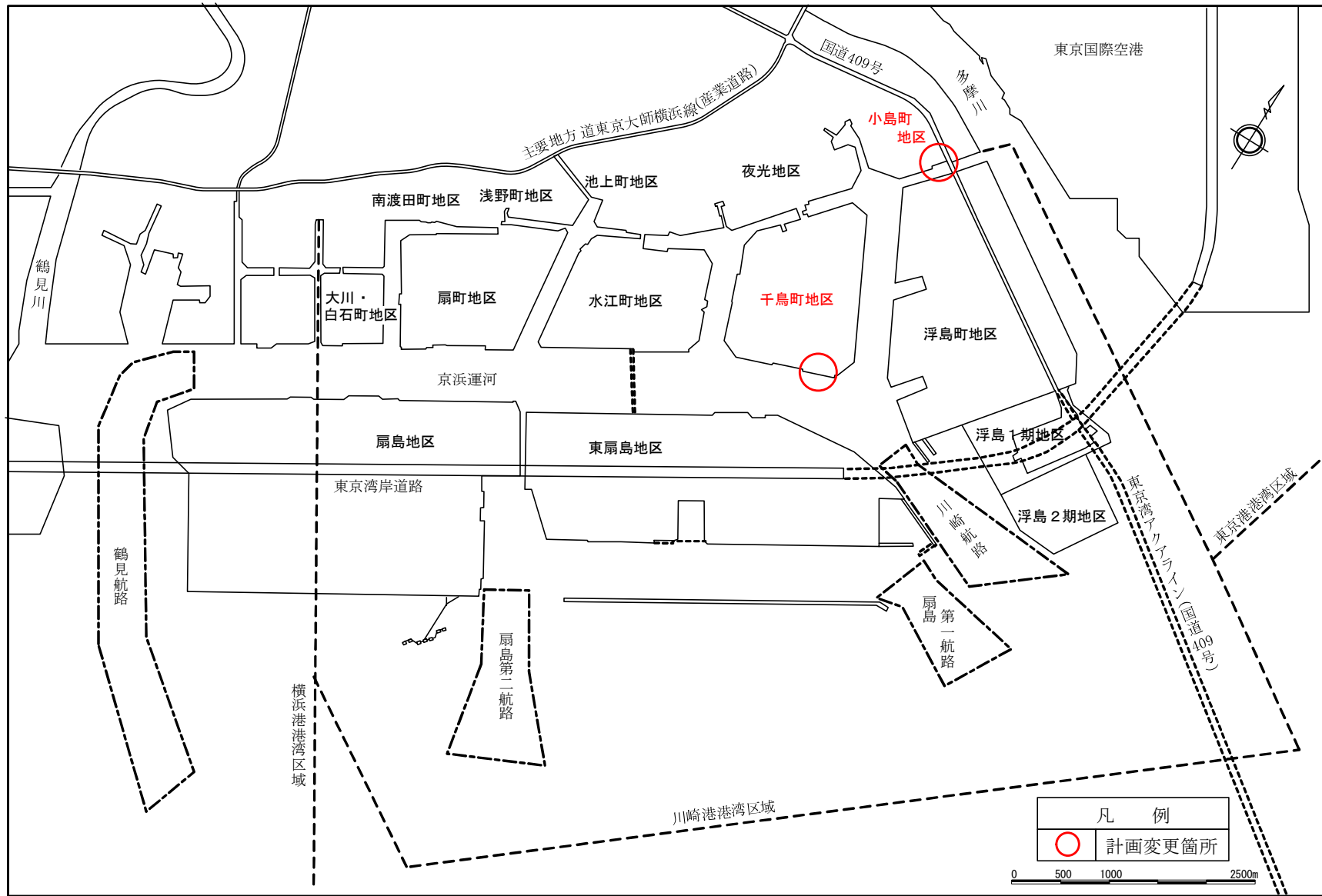
地区名	埠頭 用地	港湾関 連用地	工業 用地	都市機 能用地	交通機 能用地	危険物 取扱施 設用地	緑地	合計
小島町			(53) 53	1	1		(1) 1	(54) 55
千鳥町	(48) 48	(5) 5	(115) 115		(8) 8	(19) 19	(5) 5	(200) 200

注1：( ) は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2：端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3：今回の変更に係る区域のみ記述した。

# 川崎港港湾計画位置図



# 川崎港港湾計画図 (小島町地区・千鳥町地区)

